

山口県報

令和3年
3月30日
(火曜日)

目 次

○公告
令和3年度山口県予算の要領の公表(財政課) 一八
令和2年度山口県補正予算の要領の公表(財政課) 一八



(九九) 令和3年度山口県予算の要領の公表

令和3年2月山口県議会定例会で議決された令和3年度山口県予算の要領は、次のとおりです。

令和3年3月30日

山口県知事 村岡 政

令和3年度山口県一般会計予算

令和3年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ752,892,957千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)
第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)
第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	税	歳	項	入	金額
1	県	1	県	税	161,111,574
		2	事	業	47,417,427
		3	地	方	27,174,641
		4	不	動	50,397,000
		5	県	た	2,142,773
		6	軽	油	1,409,000
		7	引	取	429,000
		8	自	動	13,083,075
		9	区	車	18,848,658
		10	敏	区	10,000
		11	狩	猟	11,000
		12	産	業	189,000
		13	廃	棄	59,603,000
		14	物	税	59,603,000
2	地方消費	1	地方消費	税	18,042,000
	税清算金		費税清算		15,201,000
3	地方譲	1	特別法人	業	2,505,000
	与税		事業譲与	業	72,000
			税		38,000
			地方揮	油	
			譲与	税	
			石油	ガ	
			ス	譲	
			与	税	
			航空	機	
			燃	料	
			譲	与	
			税		

外一(17) (号)		解 説		口 帳		日 付	
4	地方特例交付金	9	自動車重量譲与税	118,000			
		10	森林環境譲与税	108,000			
				945,000			
5	地方交付税	1	地方特例交付金	945,000			
				179,870,000			
6	交通安全対策特別交付金	1	地方交付税	179,870,000			
				327,000			
7	分担金及び負担金	1	交通安全対策特別交付金	327,000			
				3,442,001			
8	使用料及び手数料	1	分担金	229,467			
		2	負担金	3,212,534			
				9,330,101			
9	国庫支出金	1	使用料	7,190,481			
		2	手数料	2,139,620			
				112,460,406			
10	財産収入	1	国庫負担金	35,759,276			
		2	国庫補助金	74,372,662			
		3	委託金	2,328,468			
				2,884,877			
11	寄付金	1	財産運用収入	1,937,912			
		2	財産売却収入	946,965			
				106,386			
12	繰入金	1	寄付金	106,386			
				16,910,863			
		1	特別会計繰入金	4,829,929			
		2	基金繰入金	12,080,934			
14	諸収入	1	貸付金元利収入	105,935,749			
		2	受託事業収入	99,646,607			
		3	延滞金、加算金及び過料等	904,819			
		4	預金利子	232,940			
		6	雑収入	137			
15	県債	1	県債	5,151,246			
				81,924,000			
				81,924,000			

歳 入		計 出	
歳 入	752,892,957	歳 計	752,892,957
款 費		項 費	
1 議 費	1,444,667	1 議 費	1,444,667
	1,444,667		1,444,667
2 総 務 費	35,721,870	1 議 費	35,721,870
	13,711,013	1 総 務 費	13,711,013
	8,736,364	2 企 画 調 整 費	8,736,364
	8,226,066	3 企 画 調 整 費	8,226,066
	1,234,278	4 市 選 防 災 費	1,234,278
	1,796,293	5 選 防 災 費	1,796,293
	1,250,463	6 防 災 費	1,250,463
	462,624	7 統 計 調 査 費	462,624
	123,984	8 人 事 委 員 會 費	123,984
	180,785	9 監 査 委 員 會 費	180,785
3 民 生 費	96,896,959	1 社 会 福 祉 費	75,197,991
	20,610,279	4 社 会 福 祉 費	20,610,279
	1,085,027	7 生 活 保 護 費	1,085,027
	3,662	8 災 害 救 助 費	3,662
4 衛 生 費	53,138,820	1 公 衆 衛 生 費	39,695,309
	2,509,457	4 環 境 衛 生 費	2,509,457
	2,412,242	7 保 健 所 費	2,412,242
	6,518,739	8 医 薬 院 費	6,518,739
	2,003,073	10 病 院 費	2,003,073
5 勞 働 費	2,580,395	1 政 策 開 発 費	629,310
	1,470,076	2 職 業 能 力 開 発 費	1,470,076
	376,001	3 失 業 対 策 會 費	376,001
	105,008	4 勞 働 委 員 會 費	105,008
6 農 林 水 産 業 費	35,573,456	1 農 業 費	35,573,456
	11,910,384	2 畜 産 業 費	11,910,384
	380,604		380,604

令和3年3月30日 火曜日

報 告 書

7	商 工 業 費	1	農 林 業 費	11,326,715
		4	水 産 業 費	6,478,770
		5	商 工 業 費	5,476,983
		1	商 工 業 費	105,536,040
		2	商 工 業 費	2,241,180
		3	観 光 費	102,686,897
8	土 木 費	1	管 理 費	68,540,619
		2	道 路 橋 り よ う 費	6,761,275
		3	河 川 海 岸 費	27,706,739
		4	港 湾 費	19,175,419
		5	都 市 計 画 費	8,232,476
		6	住 宅 費	3,837,818
9	警 察 費	1	警 察 活 動 費	2,826,892
		2	警 察 活 動 費	38,097,208
		1	警 察 活 動 費	35,458,916
10	教 育 費	1	警 察 活 動 費	2,638,292
		2	警 察 活 動 費	138,081,793
		3	教 育 費	21,323,341
		4	小 学 校 費	40,434,232
		5	中 学 校 費	25,030,542
		6	高 等 学 校 費	24,789,763
		7	特 別 支 援 学 校 費	12,473,357
		8	社 会 教 育 費	1,652,311
		9	保 健 体 育 費	588,468
		10	大 学 費	2,266,218
		11	大 学 費	9,523,561
11	災 害 復 旧 費	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	6,016,591
		2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,544,057
		3	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,312,534
		4	学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	160,000
12	公 債 費	1	公 債 費	87,449,539
13	諸 支 出 金	1	公 債 費	87,449,539
		2	公 債 費	83,615,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 農業近代化資金の融 通に係る市町に對する 利子補給補助金及び県 が「行う」利子補給	令和3年度から 令和23年度まで	(1) 令和3年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助 金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額 とする。 (3) 金融機関に對する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	48,860,000
2 漁業近代化資金の融 通に係る市町に對する 利子補給補助金及び県 が「行う」利子補給	令和3年度から 令和23年度まで	(1) 令和3年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、1,600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助 金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額と する。 (3) 金融機関に對する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	242,000
3 公害防止施設整備資 金に對する利子補給	令和3年度から 令和11年度まで	(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする融資の総額 とする。	723,000
4 産業廃棄物処理施設 整備資金に對する利子 補給	令和11年度から 令和3年度まで	(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする融資の総額 とする。	681,000
5 省・創・蓄エネ施設 整備資金に對する利子 補給	令和11年度から 令和3年度まで	(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、150,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする融資の総額 とする。	2,135,000
6 漁業経営維持安定資 金の融通に係る市町に 對する利子補給補助金 及び県が「行う」利子 補給	令和3年度から 令和18年度まで	(1) 令和3年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助 金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額と する。 (3) 金融機関に對する利子補給額は、年1.3%を限 度とする額とする。	301,000
7 漁業経営再建資金の 融通に係る利子補給	令和3年度から	(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、400,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年0.15%を限 度とする額とする。	2,000
14 子 備 費	1 子 備 費	200,000	200,000
歳 出	合 計	752,892,957	200,000

8 新規就農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和18年度まで	<p>度とする額とする。</p> <p>(1) 令和3年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。</p> <p>(2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.9%を限度とする額(1/2)に相当する額とする。</p>
9 農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和3年度から令和14年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。</p> <p>(2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年2.95%を限度とする額(1/2)に相当する額とする。</p>
10 農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給	令和3年度から令和18年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。</p> <p>(2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。</p>
11 畜産経営体質強化支援資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和3年度から令和28年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。</p> <p>(2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.24%を限度とする額(1/2)に相当する額とする。</p>
12 森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	令和3年度から令和33年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、26,409千円とする。</p> <p>(2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする融資の総額とする。</p>
13 生活福祉資金に対する利子補給	令和3年度から令和11年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。</p> <p>(2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする融資の総額とする。</p>
14 漁業経営高度化促進支援資金(取組促進資金)の融通に係る利子補給	令和3年度から令和13年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、240,000千円とする。</p> <p>(2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を限度とする額とする。</p>
15 漁船漁業運転資金の融通に係る市町に対する利子補給	令和3年度から令和10年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、10,000,000千円とする。</p> <p>(2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。</p>
16 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る金融機関に対する利子補給	令和3年度から令和6年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、621,773千円とする。</p> <p>(2) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、621,773千円とする。</p>
17 日本政策金融公庫貸付金に対する損失補償	令和3年度から令和24年度まで	<p>(1) 日本政策金融公庫が令和3年度に融資した総額は、64千円を限度とする。</p> <p>(2) 日本政策金融公庫が令和3年度に融資した総額は、64千円を限度とする。</p>
18 公益財団法人やまぐち農林振興公社に対する損失補償	令和3年度から令和5年度まで	<p>(1) 令和3年度の利率年1.0%に相当する利息総額は、令和3年度に融資した総額の1/100に相当する額とする。</p> <p>(2) 令和3年度の利率年1.0%に相当する利息総額は、令和3年度に融資した総額の1/100に相当する額とする。</p>
19 小規模企業者等設備貸付事業資金に対する損失補償	令和3年度から令和13年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、500,000千円とする。</p> <p>(2) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、500,000千円とする。</p>
20 漁業経営回復支援特別資金に係る山口県信用保証協会の損失補償	令和3年度から令和5年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。</p> <p>(2) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。</p>
21 新事業活動支援貸付事業資金に対する損失補償	令和3年度から令和13年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。</p> <p>(2) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。</p>
22 経営安定支援資金(経営安定資金)に係る山口県信用保証協会の損失補償	令和3年度から令和13年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、12,000,000千円とする。</p> <p>(2) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、12,000,000千円とする。</p>
23 経営安定支援資金(経営安定資金)に係る山口県信用保証協会の損失補償	令和3年度から令和13年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、70,100千円とする。</p> <p>(2) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、70,100千円とする。</p>
24 経営安定支援資金(経営安定資金)に係る山口県信用保証協会の損失補償	令和3年度から令和13年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、70,100千円とする。</p> <p>(2) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、70,100千円とする。</p>
25 経営安定支援資金(経営安定資金)に係る山口県信用保証協会の損失補償	令和3年度から令和13年度まで	<p>(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、70,100千円とする。</p> <p>(2) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、70,100千円とする。</p>

26	経営安定支援資金(新型コロナウイルス感染症対応信用保証協会)に対する損失補償	令和13年度まで	力強化支援資金)に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
27	国立大学法人山口大学医学部の医師に対する学費の補助金	令和3年度から令和9年度まで	72,000千円
28	地域医療再生計画に基づき大学医学部に増員する学費の補助金	令和3年度から令和8年度まで	108,000千円
29	高度産業人材確保事業に係る奨学金返還支援金の補助金	令和3年度から令和18年度まで	49,920千円
30	看護職員県内定着促進事業に係る奨学金返還支援金の補助金	令和3年度から令和12年度まで	28,800千円
31	東部地域若国基地内大学進学奨励事業に係るプログラムの補助金	令和3年度から令和4年度まで	2,500千円
32	庁舎等維持管理事業の一括契約すること。	令和3年度から令和4年度まで	85,038千円
33	自動車税納税通知書等の作成に係る委託の年度を越えること。	令和3年度から令和6年度まで	47,150千円
34	庁内電話等設備維持管理事業の一括契約すること。	令和3年度から令和6年度まで	20,556千円
35	公金の収納に係る委託等の年度を越えること。	令和3年度から令和6年度まで	61,805千円
36	委託訓練の実施に係る事業の一括契約すること。	令和3年度から令和5年度まで	349,812千円
37	農林業の知と技の拠点整備事業の一括契約すること。	令和3年度から令和4年度まで	2,539,652千円
38	広域営農団地農道整備事業の一括契約すること。	令和3年度から令和6年度まで	370,000千円
39	(阿武北2期地区橋りよ)		
40	(阿武北2期地区道路2)	令和3年度から令和6年度まで	290,000千円
41	(阿武北2期地区道路3)	令和3年度から令和6年度まで	490,000千円
42	経営体育成基盤整備事業の年度を越えること。(王喜東地区(3場整備))	令和3年度から令和5年度まで	250,000千円
43	県営老朽ため池整備事業の年度を越えること。(納所地区)	令和3年度から令和5年度まで	190,000千円
44	(石井手地区頭首工)	令和3年度から令和5年度まで	450,000千円
45	石井手地区ゲート製作(掘付工事)	令和3年度から令和5年度まで	300,000千円
46	交通安全施設整備事業の年度を越えること。(国道434号下(大滝橋上))	令和3年度から令和8年度まで	1,568,000千円
47	道路改良事業の一括契約すること。(国道491号高砂橋上下)	令和3年度から令和4年度まで	368,000千円
48	(国道491号高砂橋上下)	令和3年度から令和4年度まで	105,000千円
49	(県道岩国玖珂線5号橋(下部工))	令和3年度から令和4年度まで	105,000千円
50	(県道徳山本郷線/号橋(上部工))	令和3年度から令和4年度まで	180,000千円

51	（県道陶湯田線新平野橋） 上部工	令和 4 年度まで	263,000 千円
52	（県道下関川棚線高畑橋） 上部工	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	378,000 千円
53	（県道油田港線） 防衛施設周辺道路整備事業を一括契約すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	160,000 千円
54	（県道鏡山公園線） 橋りょう補修事業の年度を越えること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	108,400 千円
55	（県道秋篠生線松原大橋） 橋りょう補修事業の一括契約すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	190,000 千円
56	（県道防府停車場線新橋） ”	令和 3 年度から 令和 5 年度まで	200,000 千円
57	（国道 9/9 号栗野橋） 広域河川改修事業の年度を越えること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	490,000 千円
58	（有柳川） 河川情報基盤緊急整備事業の年度を越えること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	170,100 千円
59	（土木防災情報システム） 河川工作物関連応急対策事業の年度を越えること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	315,000 千円
60	（土穂石川排水機場） 自然災害防止事業の年度を越えること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	147,000 千円
61	（昌光川） 自然災害防止事業の一括契約すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	72,000 千円
62	（徳山下松港） 海岸防災事業の年度を越えること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	210,000 千円
63	（中島耐火構造） 県営住宅建設事業等の年度を越えること。	令和 3 年度から 令和 5 年度まで	1,349,908 千円
64	（中島耐火構造） 総合運転者管理システム の改修に係る業務	令和 3 年度から	

委託の年度を越えること。	令和 4 年度まで	74,882 千円
64 徳佐交番整備事業の年度を越えること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	140,448 千円
65 県立山口南総合支援学校校舎建設事業の年度を越えること。	令和 3 年度から 令和 5 年度まで	1,117,899 千円
66 県立宇部総合支援学校校舎建設に係る設計業務の一括契約すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	36,298 千円
67 県立豊浦総合支援学校校舎建設に係る設計業務の一括契約すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	181,115 千円
68 山口県立大学本部管理棟建設事業の年度を越えること。	令和 3 年度から 令和 5 年度まで	1,970,291 千円

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
障害者自立支援対策事業	98,000	証書借入又は証券発行	年 8.0% 以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦 30 年以内
地方改善施設整備事業	20,000		ただし、直して直した後に、当該利率に基づいて見直しを行う場合は、直した後の利率による。	特別のものとは、条件による。
母子・父子福祉センター施設整備事業	47,000			
児童福祉施設整備事業	22,000			
県営かんがい排水改良事業	148,000			
広域営農団地農道整備事業	224,000			
基幹農道整備事業	95,000			
経営体育成基盤整備事業	581,000			
県営中山間地域総合整備事業	105,000			
団体営土地改良事業	18,000			
基盤整備促進事業	1,000			
ふるさと農道緊急整備事業	89,000			

県営老朽ため池整備事業	352,000			過疎地域市町道代行事業	24,000
地すべり対策事業(農林)	90,000			単独道路改良事業	1,657,000
県営海岸保全施設整備事業	94,000			道路直轄事業負担金	3,966,000
国営農地再編整備事業負担金	198,000			交通安全施設整備事業(道路 管理者分)	425,000
広域基幹林道開設事業	90,000			単独交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	468,000
ふるさと林道緊急整備事業	78,000			橋りょう補修事業	2,434,000
一般治山事業	745,000			単独橋りょう補修事業	9,000
水源地域緊急整備事業	51,000			広域河川改修事業	1,032,000
保安林改良事業	24,000			河川情報基盤緊急整備事業	82,000
保全林整備事業	4,000			周防高潮対策事業	373,000
林地荒廃防止事業	28,000			河川工作物関連応急対策事業	91,000
小規模治山事業	35,000			河川災害関連事業	297,000
広域水産物供給基盤整備事業 (漁港)	70,000			単独河川改修事業	1,293,000
漁港漁場機能高度化事業	70,000			自然災害防止事業(河川)	152,000
漁港海岸保全施設整備事業	83,000			河川直轄事業負担金	180,000
漁港海岸環境整備事業	4,000			錦川総合開発事業	2,279,000
地域水産物供給基盤整備事業 (漁場)	265,000			深川川総合開発事業	115,000
農林総合技術センター運営事 業	1,263,000			ダム建設実施調査事業	85,000
舗装補修事業	87,000			堰堤改良事業	82,000
道路災害防除事業	444,000			堰堤修繕事業	101,000
単独道路舗装事業	528,000			高潮対策事業	171,000
単独道路災害防除事業	235,000			侵食対策事業	49,000
単独路側整備事業	317,000			自然災害防止事業(海岸)	21,000
道路改良事業	2,602,000			通常砂防事業	1,446,000

(号 外-17)

報 眞 口 山

令和3年3月30日 火曜日

災害関連緊急砂防事業	38,000
地すべり対策事業(建設)	254,000
災害関連緊急地すべり対策事業	82,000
急傾斜地崩壊対策事業	749,000
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000
砂防災害関連事業	110,000
単独砂防改良事業	40,000
自然災害防止事業(砂防)	405,000
港湾改修事業	235,000
港湾既存施設有効活用促進事業	193,000
港湾環境整備事業	15,000
港湾直轄事業負担金	3,086,000
単独港湾改修事業	55,000
海岸防災事業	593,000
都市計画街路整備事業	473,000
単独都市計画街路整備事業	580,000
都市公園整備事業	155,000
単独都市公園整備事業	35,000
公営住宅建設事業	609,000
過疎地域下水道代行業	143,000
駐在所等改築事業	169,000
警察職員住宅管理事業	141,000
交通事故防止施設総合整備事業	400,000
校舎改築事業	826,000

大規模改築事業	8,000			
施設改築事業	98,000			
退職手当給付事業(教育)	3,300,000			
特別支援学校施設整備事業	208,000			
県立大学整備事業	738,000			
私立高校等施設整備事業	8,000			
土木過年補助災害復旧事業	244,000			
土木過年単独災害復旧事業	12,000			
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000			
土木現年単独災害復旧事業	70,000			
補助港湾災害復旧事業	124,000			
県立学校施設災害復旧事業	60,000			
治山施設災害復旧事業	2,000			
具有施設災害復旧事業	100,000			
臨時財政対策債	40,307,000			
計	81,924,000			

令和3年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ262,168千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表

地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金		47,230
2 繰越金	1 繰越金		56,708
3 諸収入	1 貸付金元利収入		64,230
4 県債	1 県債		94,000
	合計		262,168
	歳入	合計	262,168
	歳入	合計	262,168
1 母子父子寡婦福祉資金	1 母子父子寡婦福祉資金		262,168
	合計		262,168
第2表 地方債			(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	94,000	政府予算貸付方法による。	無利息	国の定める方法による。

令和3年度中小企業近代化資金特別会計予算

令和3年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,050,013千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことが

できる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
2 繰入金	1 他会計繰入金		150,224
3 繰越金	1 繰越金		159,127
4 諸収入	1 繰越金		159,127
5 県債	1 貸付金元利収入		665,662
	合計		75,000
	歳入	合計	75,000
	歳入	合計	1,050,013
1 中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金		1,050,013
	合計		474,904
	合計		575,109
第2表 地方債			1,050,013
			(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年6.0%以内	国の定める方法による。

令和3年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

令和3年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ378,615千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(号 外-17)

令和3年3月30日 火曜日

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金
の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額
を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合にお
ける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金	額
1	分担金及び負担金	1	負担金	21,289
2	使用料及び手数料	1	使用料	84,889
4	財産収入	1	財産運用収入	265
5	繰入金	1	他会計繰入金	194,961
6	繰越金	1	繰越金	1
7	諸収入	1	延滞金	77,210
		3	雑収入	77,209
		合	計	378,615
	款		項	金
	1	下関漁港地方卸売市場費		378,615
		2	市場管理費	378,615
		合	計	378,615
			令和3年度林業・木材産業改善資金特別会計予算	

令和3年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところに
よる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,201千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」
による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金	額
3	繰越金	1	繰越金	118,999
4	諸収入	1	貸付金元利収入	3,202
		2	雑計	3,200
		合	計	122,201
	款		項	金
	1	林業・木材産業改善資金		122,201
		1	林業・木材産業改善資金	122,201
		合	計	122,201
			令和3年度沿岸漁業改善資金特別会計予算	

令和3年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,126千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」
による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金	額
3	繰越金	1	繰越金	96,456
4	諸収入	1	貸付金元利収入	4,670
		合	計	4,670
		合	計	101,126

令和3年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところに
よる。

1	沿岸漁業改善資金	101,126
	歳出	
	合計	101,126

令和3年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

令和3年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,726,688千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	事業収入	3,726,175
	歳入	
	合計	3,726,175
2	繰入金	512
	歳入	
	合計	512
3	繰越金	1
	歳入	
	合計	1

令和3年度収入証紙特別会計予算

令和3年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,884,715千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	証紙収入	3,884,714
	歳入	
	合計	3,884,714
2	繰越金	1
	歳入	
	合計	1

令和3年度土地取得事業特別会計予算

令和3年度土地取得事業特別会計予算

令和3年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,141千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	財産収入	104,140
	歳入	
	合計	104,140
4	繰越金	1
	歳入	
	合計	1

令和3年度収入証紙特別会計予算

令和3年度収入証紙特別会計予算

第1条 土地取得事業費

3	産業団地管理費	93,861
4	分譲宅地管理費	10,280

歳 出 合 計 104,141

令和3年度公債管理特別会計予算

令和3年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136,010,882千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款 入	歳 入	項 入	金 額
1 繰 入	1 他 会 計 繰 入	金	87,186,810
2 県 債	1 県 債	金	87,186,810
	1 県 債	金	48,824,072
	1 合 計	金	48,824,072
	1 合 計	金	136,010,882
1 公 款 費	1 公 債 費	金	136,010,882
	1 合 計	金	136,010,882

第2表 地方債出債 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	48,824,072	証書借入又は証券発行	以内8.0% ただし、 利率見直し 方式で借り 入れられる 利率の低い 利率について 直ちに 利率を 引き下げる こととする。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のもの は、利率見直し 方式で借り入れ られる利率の低い 利率について直 ちに利率を 引き下げる こととする。

		は 当 該 局 直 後 の 利 率 に よ る。	
--	--	--------------------------------	--

令和3年度港湾整備事業特別会計予算

令和3年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,295,923千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。
(債務負担行為)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款 入	歳 入	項 入	金 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	金	1,492,680
2 寄 付 金	1 寄 付 金	金	1,492,680
3 繰 越 金	1 繰 越 金	金	510,961
4 諸 収 入	1 雑 収 入	金	510,961
5 県 債	1 県 債	金	112,281
	1 雑 収 入	金	112,281
	1 合 計	金	3,180,000
	1 合 計	金	3,180,000
1 港 湾 整 備 事 業 費	1 港 湾 整 備 事 業 費	金	5,295,923
	1 合 計	金	5,295,923

山口県

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額	償還方法
1 港湾整備事業の年度を越える一括契約すること。(徳山下松港)	令和3年度から令和5年度まで	1,500,000千円	元金均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
2 (宇部港)	令和3年度から令和4年度まで	570,000千円	元金均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	3,160,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元金均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内

令和3年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

令和3年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,291,705千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款

項

金額

1 分担金及び負担金	1 負担金	298,454
2 諸収入	1 貸付金元利収入	1,042,251
3 県債	1 県債	951,000
歳入	合計	2,291,705
歳入	合計	2,291,705

款

項

金額

1 県立病院機構費	1 県立病院機構費	2,291,705
歳出	合計	2,291,705

(単位 千円)

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立病院機構貸付金	951,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元金均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内

令和3年度就農支援資金特別会計予算

令和3年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

(号 外-17)

款	項	金額	歳入	歳出	金額
2	繰入金	523	1 他会計繰入金		16,061
				1 前期高齢者交付金	61,783,020
3	繰越金	14,401	1 繰越金		61,783,020
				1 共同事業交付金	195,669
4	諸収入	16,676	1 貸付金元利収入		195,669
			2 雑計	1 財産運用収入	465
					465
				1 他会計繰入金	7,678,035
				2 基金繰入金	7,382,589
					295,446
1	就農支援資金	31,600	1 就農支援資金		2,841,522
				1 繰越金	2,841,522
				5 雑計	35,144
					35,144
				144,710,429	144,710,429
令和3年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,710,429千円と定める。					
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。					
(歳出予算の流用)					
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。					
各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用					
第1表 歳入歳出予算					
(単位 千円)					
1	分担金及び負担金	36,664,993	1 負担金		5,169,962
				1 介護納付金	5,169,962
2	国庫支出金	35,495,520	1 国庫負担金		195,792
			2 国庫補助金		195,792
				1 共同事業拠出金	295,446
					120,317,774
					120,317,774
					16,676,406
					16,676,406
					31,441
					31,441
					5,169,962
					5,169,962
					188
					188
					195,792
					195,792
					295,446
					295,446
					120,317,774
					120,317,774
					16,676,406
					16,676,406
					31,441
					31,441
					5,169,962
					5,169,962
					188
					188
					195,792
					195,792
					295,446
					295,446

令和3年3月30日 火曜日

歳入歳出

9	保健事業費	1	財政安定化基金支出金	295,446
		1	保健事業費	109,700
10	基金積立金	1	基金積立金	465
12	諸支出金	1	償還金及び還付加算金	1,859,094
13	繰出金	1	繰出金	17,572
	歳出	合計	歳出金	17,572
			令和3年度電気事業会計予算	144,710,429

(総則)

第1条 令和3年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総販売電力量 153,991,000KWH
 - (2) 主要な建設事業 平瀬発電所建設事業費 566,000千円
- (収益的収入及び支出)
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款	電気事業収益	収入	1,764,173千円
第1項	営業収益	収入	1,725,996千円
第2項	附帯事業収益	収入	27,225千円
第3項	財務収益	収入	550千円
第4項	事業外収益	収入	10,399千円
第5項	特別利益	収入	3千円
第2款	電気事業費用	支出	1,612,457千円
第1項	営業費用	支出	1,568,558千円
第2項	附帯事業費用	支出	21,978千円
第3項	財務費用	支出	3,007千円
第4項	事業外費用	支出	15,911千円
第5項	特別損失	支出	3千円

第6項 子 備 費 3,000千円
(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額970,562千円は、過年度分損益勘定留保資金816,426千円、減債積立金79,746千円及び当年度資本的収支調整額74,390千円で補てんするものとする。)

第3款	資本的収入	収入	23,632千円
第3項	資本剰余金	収入	21,417千円
第4項	固定資産収入	収入	1千円
第5項	雑収入	収入	2,214千円

支 出

第4款	資本的支出	支出	994,194千円
第1項	建設費	支出	567,500千円
第2項	改良費	支出	343,847千円
第3項	投資	支出	1千円
第4項	償還	支出	79,746千円
第6項	補助金返還	支出	100千円
第8項	子 備 費	支出	3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
平瀬発電所建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から令和4年度まで	40,037千円	
小水発電所建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から令和5年度まで	675,121千円	
水越発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から令和4年度まで	80,034千円	
小瀬川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から令和4年度まで	72,527千円	
東部発電事務所計装設備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から令和4年度まで	544,618千円	
佐波川発電所改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から令和4年度まで	1,532,926千円	

括契約すること。	令和6年度まで	
佐波川発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から令和5年度まで	250,469千円
木曽川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から令和5年度まで	51,759千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附属事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 424,542千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和3年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 572,232,000m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 工業用水道事業収益	収	入	7,228,941千円
第1項 営業収益			6,725,842千円
第2項 営業外収益			503,096千円
第5項 特別利益			3千円
第2款 工業用水道事業費用	支	出	6,690,660千円

第1項 営業費用	6,350,220千円
第2項 営業外費用	330,437千円
第5項 特別損失	3千円
第6項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,567,886千円は、過年度分損益勘定留保資金2,324,312千円及び当年度資本的収支調整額243,574千円で補てんするものとする。)

第3款 資本的収入

第1項 企業債	1,600,746千円
第4項 資本剰余金	1,240,000千円
第5項 固定資産収入	258,606千円
第6項 雑収入	1千円
	102,139千円

支 出

第4款 資本的支出	4,168,632千円
第2項 改良費	2,916,190千円
第3項 投資	1千円
第4項 償還	1,242,441千円
第7項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(取水施設等工事)	令和3年度から令和4年度まで	260,000千円	
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(計装設備工事)	令和3年度から令和4年度まで	9,758千円	
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(電気機器及び計装設備工事)	令和3年度から令和4年度まで	82,795千円	
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事	令和3年度から	34,962千円	

を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和4年度まで	
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (送水管布設工事)	令和3年度から令和4年度まで	300,000千円
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (電気機器工事)	令和3年度から令和5年度まで	330,000千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (送水管二条化工事)	令和3年度から令和4年度まで	506,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 243,000	証券発行	年8.0%以内	30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。特別のものただし、借入先と協議して定める条件による。
周南工業用水道改良資金	67,000		年8.0%以内	
富田夜市川工業用水道改良資金	200,000		年8.0%以内	
佐波川工業用水道改良資金	170,000		年8.0%以内	
厚東川工業用水道改良資金	60,000		年8.0%以内	
厚狭川工業用水道改良資金	120,000		年8.0%以内	
木屋川工業用水道改良資金	380,000		年8.0%以内	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 730,023千円
(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和3年度流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 流域関連市町数 5市町
- (2) 年間総処理水量 8,638,154m³
- (3) 1日平均処理水量 23,666m³
- (4) 主要な建設改良事業 周南流域下水道整備事業費 357,100千円
田布施川流域下水道整備事業費 347,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	支出
第1款 流域下水道事業収益	1,618,439千円
第1項 営業収益	665,991千円
第2項 営業外収益	952,448千円
第2款 流域下水道事業費用	1,618,439千円
第1項 営業費用	1,571,866千円
第2項 営業外費用	46,573千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	支出
第3款 資本的収入	1,037,845千円
第1項 企業債	249,400千円
第2項 国庫支出金	452,900千円
第3項 負担金	335,545千円

支 出

第4款 資本的支出	1,037,845千円
第1項 建設改良費	706,817千円
第2項 固定資産購入費	5,876千円
第3項 償 還 金	325,152千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度
周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。設備(電気設備及び機械設備)工事	令和3年度から令和4年度まで	819,800千円
田布施川流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。電気設備及び機械設備)工事	令和3年度から令和4年度まで	442,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業	249,400千円	証券借入又は証券発行	年々0.0%以内ただし利率で見直しされる資金に於いては、当該見直しを行った後に、当該見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内は、借入先と協議して定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 42,418千円

(100) 令和2年度山口県一般会計補正予算(第7号)

令和2年度山口県一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

令和2年度山口県一般会計補正予算(第7号)

令和2年度山口県一般会計補正予算(第7号)

令和2年度山口県一般会計補正予算(第7号)

令和2年度山口県一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ233,562,407千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ798,829,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入 款	補 正 額	補正前の額	計
1 県 税	△10,058,992	179,712,226	169,653,234

報 告 書

1 県民税	△40,736	51,430,646	51,389,910	8 使用料及び手数料	2 負担金	277,990	3,602,943	3,880,933
2 事業税	△1,813,523	35,987,651	34,174,128	1 使用料	1 特別会計繰入金	△353,203	9,384,039	9,030,836
3 地方消費税	△6,539,000	54,825,000	48,286,000	2 手数料	2 基金繰入金	△227,670	7,217,423	6,989,753
4 不動産取得税	△205,354	2,487,357	2,282,003	3 国庫補助金	1 繰越金	△125,533	2,166,616	2,041,083
5 果たばこ税	△29,000	1,408,000	1,379,000	1 国庫負担金	2 貸付金元利収入	10,059,304	136,908,281	146,967,585
6 ゴルマ場利用税	△24,000	443,000	419,000	2 国庫補助金	3 受託事業収入	△2,175,468	37,342,538	35,167,070
8 軽油引取税	△1,061,041	13,876,426	12,815,385	3 委託金	4 延滞金、加算金及び過料等	12,895,082	97,276,603	110,171,685
9 自動車税	△342,338	19,031,146	18,688,808	1 財産運用収入	5 預金利息	△660,310	2,289,140	1,628,830
10 鉱区税	2,000	8,000	10,000	2 財産売却収入	6 雑収入	△260,874	2,981,802	2,720,928
17 産業廃棄物税	△6,000	204,000	198,000	1 財産運用収入	7 委託金	△3,223	1,959,100	1,955,877
2 地方消費税清算金	△2,638,000	60,615,000	57,977,000	2 財産売却収入	8 収入	△257,651	1,022,702	765,051
1 地方消費税清算金	△2,638,000	60,615,000	57,977,000	1 寄付金	9 収入	73,193	71,807	145,000
3 地方譲与税	△4,557,000	27,204,000	22,647,000	1 寄付金	10 収入	73,193	71,807	145,000
1 特別法人事業譲与税	△4,206,000	24,209,000	20,003,000	1 特別会計繰入金	11 収入	△5,040,032	26,928,500	21,888,468
2 地方揮発油譲与税	△297,000	2,633,000	2,336,000	2 基金繰入金	12 収入	△1,650,606	6,489,748	4,839,142
3 石油ガス譲与税	△26,000	102,000	76,000	1 繰越金	13 繰越金	△3,389,426	20,438,752	17,049,326
5 航空機燃料譲与税	△26,000	32,000	6,000	1 繰越金	14 諸収入	4,460,352	4,379,751	8,840,103
9 自動車重量譲与税	△2,000	120,000	118,000	1 貸付金元利収入	15 諸収入	4,460,352	4,379,751	8,840,103
4 地方特例交付金	32,190	971,000	1,003,190	2 受託事業収入	1 貸付金元利収入	△243,629,913	337,645,174	94,015,261
1 地方特例交付金	32,190	971,000	1,003,190	3 延滞金、加算金及び過料等	2 受託事業収入	△243,162,882	332,512,060	89,349,178
5 地方交付税	3,663,931	171,401,000	175,064,931	4 預金利息	4 延滞金、加算金及び過料等	△545,719	1,268,053	722,334
6 交通安全対策特別交付金	3,663,931	171,401,000	175,064,931	5 雑収入	5 雑収入	△60,422	244,919	184,497
7 分担金及び負担金	△89,127	404,000	314,873	6 雑収入	6 雑収入	△1,222	1,825	603
1 交通安全対策特別交付金	△89,127	404,000	314,873	1 県債	7 県債	140,332	3,618,317	3,758,649
1 分担金	441,715	3,844,827	4,286,542	1 県債	8 県債	14,334,049	69,940,000	84,274,049
1 分担金	163,725	241,884	405,609	1 歳入	9 歳入	14,334,049	69,940,000	84,274,049
				1 歳入	10 歳入	△233,562,407	1,032,391,407	798,829,000
				1 歳入	11 歳入	△88,150	1,441,089	1,352,939
				1 歳入	12 歳入	△88,150	1,441,089	1,352,939
				1 歳入	13 歳入	△88,150	1,441,089	1,352,939
				1 歳入	14 歳入	△88,150	1,441,089	1,352,939
				1 歳入	15 歳入	△88,150	1,441,089	1,352,939

報 告 書	科 目	予 算	実 績	差 異
2 総務費	1 総務管理費	14,979,262	34,447,727	49,426,989
	2 企画調整費	14,975,763	15,409,150	30,384,913
	3 徴収費	690,409	9,122,745	9,813,154
	4 市町村振興費	△290,421	5,983,399	5,692,978
	5 選挙費	△280,178	1,323,547	1,043,369
	6 防災費	△2,773	47,946	45,173
	7 統計調査費	4,092	1,119,806	1,123,898
	8 人事委員会費	△124,147	1,136,811	1,012,664
	9 監査委員費	1,604	124,861	126,465
	3 民生費	9 監査委員費	4,913	179,462
4 衛生費	1 社会福祉費	△4,352,049	110,572,811	106,220,762
	4 児童福祉費	△4,047,910	86,943,342	82,895,432
	7 生活保護費	△334,878	22,546,386	22,211,508
	8 災害救助費	23,287	1,074,753	1,098,040
	1 公衆衛生費	7,452	8,330	15,782
	4 環境衛生費	3,762,756	45,263,229	49,025,985
	7 保健所費	3,893,525	23,790,974	27,684,499
	8 医薬費	△266,482	2,680,988	2,414,506
	10 病院費	100,769	2,176,210	2,276,979
	5 労働費	49,877	14,805,821	14,855,698
6 農林水産業費	1 労働費	△14,933	1,809,236	1,794,303
	2 職業能力開発費	△547,989	2,848,694	2,300,705
	3 失業対策費	△62,771	758,929	696,158
	4 労働委員会費	△399,238	1,403,657	1,004,419
	1 農業費	△75,369	580,174	504,805
	2 畜産業費	△10,611	105,934	95,323
	3 農地費	△353,084	38,242,231	37,889,147
	4 林業費	△2,599,550	12,131,724	9,532,174
	5 水産業費	△57,920	452,748	394,828
	7 商工費	2,332,408	12,253,530	14,585,938
8 土木費	1 農業費	116,159	6,876,941	6,993,100
	2 工鉦業費	△144,181	6,527,288	6,383,107
	3 観光費	△243,784,688	344,691,435	100,906,747
	4 市町村振興費			
	5 選挙費			
	6 防災費			
	7 統計調査費			
	8 人事委員会費			
	9 監査委員費			
	9 警察費	1 管理費	△395,747	4,067,224
9 警察費	2 工鉦業費	△244,936,819	337,727,569	92,790,750
	3 観光費	1,547,878	2,896,642	4,444,520
	4 市町村振興費	14,165,939	77,045,465	91,211,404
	5 道路橋りょう費	△35,410	6,772,700	6,737,290
	6 住宅費	8,240,111	31,028,798	39,268,909
	7 河川海岸費	3,078,856	22,746,257	25,825,113
	8 港湾費	3,211,531	8,115,938	11,327,469
	9 都市計画費	△236,241	4,462,790	4,226,549
	10 住宅費	△92,908	3,918,982	3,826,074
	9 警察費	1 警察管理費	△891,136	38,903,995
10 教育費	2 警察活動費	△800,547	36,183,785	35,383,238
	1 教育総務費	△4,390,811	146,538,491	142,147,680
	2 小学校費	△1,416,332	25,016,535	23,600,203
	3 中学校費	△1,317,093	41,508,769	40,191,676
	4 高等学校費	△996,249	25,835,195	24,838,946
	7 特別支援学校費	830,399	25,908,881	26,739,280
	8 社会教育費	△284,171	12,720,962	12,436,791
	9 保健体育費	△51,293	1,609,701	1,558,408
	10 大学費	△129,969	663,664	533,695
	11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	△20,985	2,284,172
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	△1,005,118	10,990,612	9,985,494
	1 農林水産施設災害復旧費	△5,566,917	9,962,461	4,395,544
	2 土木施設災害復旧費	△1,013,714	1,473,807	460,093
	4 学校施設等災害復旧費	△4,490,996	8,328,654	3,837,658
	1 公債費	△62,207	160,000	97,793
	12 公債費	△1,768,640	90,931,779	89,163,139
	13 諸支出金	△1,768,640	90,931,779	89,163,139
	1 公債費	△4,726,900	91,302,000	86,575,100

1	地方消費税清算金	△3,533,000	56,696,000	53,163,000
2	利子割交付金	86,000	228,000	314,000
3	配当割交付金	△180,000	855,000	675,000
4	株式会社等譲渡所得割交付金	429,000	332,000	761,000
5	法人事業税交付金	△18,000	1,652,000	1,634,000
6	地方消費税交付金	△1,335,000	30,609,000	29,274,000
7	ゴルフ場利用税交付金	△19,000	311,000	292,000
10	環境性能割交付金	△155,000	617,000	462,000
11	利子割精算金	△1,900	2,000	100
歳出合計		△233,562,407	1,032,391,407	798,829,000
第2表 継続費補正				
変				

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後			
			総額	年度年割額	総額	年度年割額		
土木費	3 河川海岸	錦川総合開発事業費	81,793,000	4	2,205,700	85,293,000	4	2,205,700
			5	3,587,500	5	3,587,500		
			6	3,000,000	6	3,000,000		
			7	3,000,000	7	3,000,000		
			8	2,006,279	8	2,006,279		
			9	1,230,000	9	1,230,000		
			10	4,745,021	10	4,745,021		
			11	3,900,000	11	3,900,000		
			12	4,334,137	12	4,334,137		

13	2,900,000	13	2,900,000
14	2,600,988	14	2,600,988
15	1,500,000	15	1,500,000
16	1,298,000	16	1,298,000
17	1,992,000	17	1,992,000
18	1,377,000	18	1,377,000
19	1,474,000	19	1,474,000
20	2,250,000	20	2,250,000
21	2,400,000	21	2,400,000
22	1,058,098	22	1,058,098
23	849,571	23	849,571
24	555,000	24	555,000
25	950,000	25	950,000
26	1,550,000	26	1,550,000
27	3,967,000	27	3,967,000
28	5,500,000	28	5,500,000
29	5,000,000	29	5,000,000
30	4,200,000	30	4,200,000
元	5,500,000	元	5,500,000
2	4,000,000	2	4,000,000

										深川川総合 開発事業費											
										21,252,000											
3	1,800,000	3	4,500,000	7	919,000	7	919,000	7	919,000	7	919,000	7	919,000	7	919,000	7	919,000	7	919,000	7	919,000
4	1,052,706	4	1,819,706	8	820,000	8	820,000	8	820,000	8	820,000	8	820,000	8	820,000	8	820,000	8	820,000	8	820,000
5	10,000	5	43,000	9	800,000	9	800,000	9	800,000	9	800,000	9	800,000	9	800,000	9	800,000	9	800,000	9	800,000
				10	220,000	10	220,000	10	220,000	10	220,000	10	220,000	10	220,000	10	220,000	10	220,000	10	220,000
				11	250,000	11	250,000	11	250,000	11	250,000	11	250,000	11	250,000	11	250,000	11	250,000	11	250,000
				12	250,000	12	250,000	12	250,000	12	250,000	12	250,000	12	250,000	12	250,000	12	250,000	12	250,000
				13	300,000	13	300,000	13	300,000	13	300,000	13	300,000	13	300,000	13	300,000	13	300,000	13	300,000
				14	494,912	14	494,912	14	494,912	14	494,912	14	494,912	14	494,912	14	494,912	14	494,912	14	494,912
				15	198,000	15	198,000	15	198,000	15	198,000	15	198,000	15	198,000	15	198,000	15	198,000	15	198,000
				16	280,382	16	280,382	16	280,382	16	280,382	16	280,382	16	280,382	16	280,382	16	280,382	16	280,382
				17	327,028	17	327,028	17	327,028	17	327,028	17	327,028	17	327,028	17	327,028	17	327,028	17	327,028
				18	225,000	18	225,000	18	225,000	18	225,000	18	225,000	18	225,000	18	225,000	18	225,000	18	225,000
				19	270,000	19	270,000	19	270,000	19	270,000	19	270,000	19	270,000	19	270,000	19	270,000	19	270,000
				20	300,000	20	300,000	20	300,000	20	300,000	20	300,000	20	300,000	20	300,000	20	300,000	20	300,000
				21	290,000	21	290,000	21	290,000	21	290,000	21	290,000	21	290,000	21	290,000	21	290,000	21	290,000
				22	147,429	22	147,429	22	147,429	22	147,429	22	147,429	22	147,429	22	147,429	22	147,429	22	147,429
				23	146,700	23	146,700	23	146,700	23	146,700	23	146,700	23	146,700	23	146,700	23	146,700	23	146,700

24	325,000	24	325,000	27	163,000	27	163,000	27	163,000	27	163,000	27	163,000	27	163,000	27	163,000	27	163,000	27	163,000																		
25	300,000	25	300,000	28	304,000	28	304,000	28	304,000	28	304,000	28	304,000	28	304,000	28	304,000	28	304,000	28	304,000																		
26	270,000	26	270,000	29	163,000	29	163,000	29	163,000	29	163,000	29	163,000	29	163,000	29	163,000	29	163,000	29	163,000																		
30	163,000	30	163,000	元	463,000	元	463,000	元	463,000	元	463,000	元	463,000	元	463,000	元	463,000	元	463,000	元	463,000																		
2	163,000	2	367,000	2	163,000	2	163,000	2	163,000	2	163,000	2	163,000	2	163,000	2	163,000	2	163,000	2	163,000																		
3	328,000	3	228,000	3	328,000	3	328,000	3	328,000	3	328,000	3	328,000	3	328,000	3	328,000	3	328,000	3	328,000																		
4	1,164,000	4	1,164,000	4	1,164,000	4	1,164,000	4	1,164,000	4	1,164,000	4	1,164,000	4	1,164,000	4	1,164,000	4	1,164,000	4	1,164,000																		
5	1,013,000	5	1,013,000	5	1,013,000	5	1,013,000	5	1,013,000	5	1,013,000	5	1,013,000	5	1,013,000	5	1,013,000	5	1,013,000	5	1,013,000																		
6	1,499,000	6	1,499,000	6	1,499,000	6	1,499,000	6	1,499,000	6	1,499,000	6	1,499,000	6	1,499,000	6	1,499,000	6	1,499,000	6	1,499,000																		
7	1,852,000	7	1,852,000	7	1,852,000	7	1,852,000	7	1,852,000	7	1,852,000	7	1,852,000	7	1,852,000	7	1,852,000	7	1,852,000	7	1,852,000																		
8	3,396,000	8	3,292,000	8	3,396,000	8	3,396,000	8	3,396,000	8	3,396,000	8	3,396,000	8	3,396,000	8	3,396,000	8	3,396,000	8	3,396,000																		
9	2,034,000	9	2,034,000	9	2,034,000	9	2,034,000	9	2,034,000	9	2,034,000	9	2,034,000	9	2,034,000	9	2,034,000	9	2,034,000	9	2,034,000																		
10	1,327,000	10	1,327,000	10	1,327,000	10	1,327,000	10	1,327,000	10	1,327,000	10	1,327,000	10	1,327,000	10	1,327,000	10	1,327,000	10	1,327,000																		
11	86,549	11	86,549	11	86,549	11	86,549	11	86,549	11	86,549	11	86,549	11	86,549	11	86,549	11	86,549	11	86,549																		

第3表 繰越明許費
1 追加
(単位 千円)

款	項	事	金額
2 総務費	/ 総務管理費	出納会計事務運営費	330,229
		国土調査事業費	106,028
		森美術館・浦上記念館運営費	28,815
		県史編さん費	7,965
		輸送力増強対策費	184
		社会体育振興費	143,459
		徴収費	54,382
		防災行政無線管理運営費	14,200
3 民生費	/ 社会福祉費	社会福祉行政指導費	60,229
		身体障害者福祉法等施行事務費	4,771
		介護保険対策費	435,333
		生活福祉資金貸付事業費補助	750,000
		地域福祉活動推進費	11,022
		児童相談所費	6,729
		児童健全育成対策費	177,705
		保育士試験費	690
		児童福祉施設整備費補助	1,173
		山口県児童センター運営費補助	568
7 生活保護費	/ 生活保護法施行事務費	児童自立支援施設運営費	82,435
		女性相談所運営費	1,288
8 災害救助費	/ 災害救助費	生活保護法施行事務費	4,128
		災害救助費	6,890
4 衛生費	/ 公衆衛生費	感染症予防費	1,092,151
		難病対策費	6,682
		地域精神保健対策費	17,443
		母子保健推進費	15,320
		一般廃棄物処理対策費	761
		自然公園整備事業費	12,903
		自然保護啓発費	115,800
		保健所施設整備費	39,939
		医療施設等設備整備費補助	195,043
		かた対策費	4,380
5 労働費	/ 職業能力開発費	職業能力開発校費	50,194
		農林業施策総合調整費	86,704
		単県農山漁村整備事業費	68,519
		改良普及事業振興費	309,500
		農林総合技術センター運営費	108,242
		流通対策費	232,947
		県営かんがい排水改良事業費	214,050
		基地障害防止対策事業費	12,570
		広域営農団地農道整備事業費	380,900
		基幹農道整備事業費	234,000
3 農地費	/ 農地費	県営中山間地域総合整備事業費	360,120
		団体営土地改良費	18,362
		ふるさと農道緊急整備事業費	50,720
		団体営農地防災事業費	190,733
4 衛生費	/ 公衆衛生費	環境衛生費	1,092,151
		職業能力開発校費	50,194
		農林業施策総合調整費	86,704
		単県農山漁村整備事業費	68,519
		改良普及事業振興費	309,500
		農林総合技術センター運営費	108,242
		流通対策費	232,947
		県営かんがい排水改良事業費	214,050
		基地障害防止対策事業費	12,570
		広域営農団地農道整備事業費	380,900
基幹農道整備事業費	234,000		
3 農地費	/ 農地費	県営中山間地域総合整備事業費	360,120
		団体営土地改良費	18,362
		ふるさと農道緊急整備事業費	50,720
		団体営農地防災事業費	190,733

山 口 県 報		(号 外-17)	
4	林業費	地すべり対策事業費 県営海岸保全施設整備事業費 国営農地再編整備事業負担金 造林事業費 造林推進事業費 ふるさと林道緊急整備事業費 水源地域緊急整備事業費 林地荒廃防止事業費 小規模治山事業費	208,838 305,066 323,840 448,836 129,606 56,770 87,047 126,535 17,568
5	水産業費	栽培漁業公社運営費補助 漁村づくり総合整備事業費 単独漁港建設改良事業費 商工業振興指導費	216,062 10,167 3,288 5,500
7	工業費	産業技術センター運営費 観光事業運営費 民間建築物耐震改修等推進費 道路交通情勢調査費	204,029 1,825,320 25,698 101,375
8	土木費	舗装補修費 過疎地域市町道代行業費 単独道路舗装費 単独道路災害防除費 単独路側整備事業費 防衛施設周辺道路整備費 道路調査費	3,985,537 98,780 102,742 122,287 225,900 73,685 11,434
3	河川海岸費	単独橋りょう補修費 河川基本調査費 河川情報基盤緊急整備事業費 都市基盤河川改修事業費 自然災害防止事業費 高潮対策事業費 自然災害防止事業費 ダム建設実施調査費 堰堤改良事業費 堰堤修繕事業費 砂防等維持管理運営費 災害関連地域防災対策(土崩れ)対策事業費 単独港湾改修費 単独海岸事業費 都市計画調査費 過疎地域下水道代行業費 下水道受託事業費 公営住宅建設受託事業費 警察職員住宅管理費 機動力等整備費 教育庁運営費 学校指導管理費 産業教育設備費	214,575 18,061 98,000 14,360 378,832 265,814 63,000 12,417 51,848 1,448,050 134,828 9,672 48,607 73,607 2,452 14,311 471,334 116,781 254,605 8,594 33,148 447,191 4,227 1,572,734
4	港湾費	都市計画費	4
5	都市計画費	住宅費	6
9	警察費	警察管理費	9
10	教育費	警察活動費 教育総務費	2 10
4	高等学校費	教育総務費	4

					一般管理費	16,200		
					校舍改築費	66,847		
					施設改造費	234,496		
					施設整備費	94,853		
					一般管理費	4,550		
					通学対策費	196,358		
					高等学校等進学奨励費	10,174		
					文化財保護対策費	857		
					県立大学整備費	197,811		
					私立学校運営費補助	74,756		
					私立高校等施設整備整備費補助	233,772		
					農地災害復旧事業費	305,001		
					林地災害復旧事業費	28,878		
					土木過年単独災害復旧事業費	1,189		
					土木現年単独災害復旧事業費	241,456		
					都市施設災害復旧事業費	8,707		
					県立学校施設災害復旧事業費	12,167		
					県有施設災害復旧事業費	25,959		
合		計				22,243,195		
2 変 更								
款	項	事	項	補 正 前	補 正 後			
2 総 務 費 / 総 務 管 理 費		文書管理費 庁舎等維持管理費		340,549 73,066	355,572 926,760			

					情報化推進費	386,342	1,239,761	
					障害者自立支援対策費	229,050	297,050	
					経営体育成基盤整備事業費	143,540	3,631,841	
					県営老朽ため池整備事業費	136,520	1,794,353	
					広域基幹林道開設事業費	123,442	178,981	
					一般治山事業費	251,005	1,100,569	
					地域水産物供給基盤整備事業費	53,440	63,189	
					広域水産物供給基盤整備事業費	444,793	501,841	
					漁港漁場機能高度化事業費	246,923	677,102	
					漁港海岸保全施設整備事業費	76,300	153,784	
					交通安全施設整備事業費	142,254	1,061,878	
					単独交通安全施設整備事業費	26,301	291,703	
					道路災害防除費	234,357	2,193,909	
					道路改良費	736,421	4,496,276	
					単独道路改良費	587,358	2,436,217	
					橋りょう補修費	719,511	4,358,461	
					広域河川改修費	162,631	3,094,478	
					周防高潮対策事業費	107,057	556,835	
					河川工作物関連応急対策事業費	135,855	586,532	
					単独河川改修費	79,200	827,496	
					河川受託事業費	43,200	107,784	
					通常砂防事業費	498,438	2,663,901	
					地すべり対策事業費	73,600	582,558	
					急傾斜地崩壊対策事業費	277,180	1,295,034	

		単独砂防改良費	16,275	131,906
		自然災害防止事業費	48,205	318,120
	4	港 湾 費	139,500	407,390
		港湾改修費	133,517	367,385
		港湾既存施設有効活用促進事業費	80,000	738,368
		海岸防災事業費	89,546	334,886
	5	都 市 計 画 費	119,794	384,052
		都市計画街路整備事業費	156,102	349,399
		単独都市計画街路整備事業費	35,793	70,452
		単独都市公園整備事業費	419,435	926,747
	6	住 宅 費	184,777	207,230
		大規模改造事業費	5,346	198,748
	10	教 育 費	1,042,604	1,715,147
		高等学校費	198,748	
		土木施設災害復旧事業費		
	11	災 害 復 旧 費	8,799,227	41,603,695
		土木現年補助災害復旧事業費		
合		計		

第4表 債務負担行為補正 変更

事 項	補 正		補 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 新型コロナウイルス感染症対策資金に係る金融機関に対する利子補給	令和2年度から令和5年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000,000千円とする。金融機関に、年度対する利子補給額は、年度対する利子補給額の1.3%を額とする。	令和2年度から令和6年度まで	(2) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000,000千円とする。金融機関に、年度対する利子補給額は、年度対する利子補給額の1.3%を額とする。

第5表 地方債補正

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	補 正		補 後	
		起債の方法	利 率	起債の方法	利 率
1 追 加					
国体営土地改良事業	16,800	証券借入又は証券発行	年8.0%以内ただし方式で借入する場合は、借入後、当該見直し率の利率に引き上げられる。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別のものについては、借入先と協議して定める条件による。	
県営農村振興総合整備事業	400				
造林事業	79,600				
産業教育設備整備事業	1,048,500				
減収補てん債	6,750,000				
計	7,895,300				

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正		補 後	
	限 度 額	起債の方法	限 度 額	起債の方法
防災体制整備拡充事業	5,000	証券借入又は証券発行	5,200	証券借入又は証券発行
障害者自立支援対策事業	70,000	年8.0%以内ただし、借入後、当該見直し率の利率に引き上げられる。	88,600	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別のものについては、借入先と協議して定める条件による。
介護保険対策事業	224,000		250,500	
地方改善施設整備事業	12,000		13,500	
母子・父子福祉センター施設整備事業	2,000		1,000	
児童相談所事業	55,000		44,300	
児童福祉施設整備事業	79,000		94,000	
女性保護施設運営事業	91,000		43,500	
健康づくりセンター等整備事業	61,000		45,000	
保健所施設整備事業	53,000		38,500	
県営かんがい排水改良事業	87,000		120,000	
広域営農団地農道整備事業	247,000		236,400	

基幹農道整備事業	87,000	141,600	農林総合技術センター 運営事業	307,000	159,100
経営体育成基盤整備事 業	575,000	1,517,500	舗装補修事業	87,000	2,155,800
県営中山間地域総合整 備事業	163,000	198,800	道路災害防除事業	630,000	1,367,700
基盤整備促進事業	1,000	1,400	道路改良事業	2,992,000	3,709,200
ふるさと農道緊急整備 事業	89,000	98,800	過疎地域市町道代行事 業	40,000	105,300
県営老朽ため池整備事 業	730,000	789,000	単独道路改良事業	1,455,000	62,100
団体営農地防災事業	5,000	1,000	道路直轄事業負担金	3,762,000	4,397,000
地すべり対策事業(農 林)	85,000	173,600	交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	1,036,000	1,012,100
県営海岸保全施設整備 事業	140,000	189,800	単独交通安全施設整備 事業(道路管理者分)	508,000	508,600
国営農地再編整備事業 負担金	195,000	618,900	橋りょう補修事業	2,819,000	3,167,400
広域基幹林道開設事業	83,000	102,800	単独橋りょう補修事業	10,000	210,000
ふるさと林道緊急整備 事業	78,000	87,300	広域河川改修事業	1,610,000	2,474,400
一般治山事業	875,000	1,057,900	河川情報基盤緊急整備 事業	30,000	52,800
水源地域緊急整備事業	79,000	86,500	周防高潮対策事業	549,000	490,000
保安林改良事業	37,000	35,200	河川工作物関連応急対 策事業	254,000	446,200
保全林整備事業	3,000	11,400	河川災害関連事業	297,000	0
林地荒廃防止事業	52,000	111,500	単独河川改修事業	1,488,000	1,488,400
小規模治山事業	35,000	36,500	自然災害防止事業(河 川)	551,000	552,000
広域水産物供給基盤整 備事業(漁港)	217,000	232,600	河川直轄事業負担金	365,000	682,700
漁港漁場機能高度化事 業	123,000	158,700	錦川総合開発事業	2,017,000	2,017,800
漁港海岸保全施設整備 事業	47,000	93,700	深川川総合開発事業	82,000	184,900
漁港海岸環境整備事業	11,000	6,300	堰堤改良事業	99,000	595,800
地域水産物供給基盤整 備事業(漁場)	270,000	275,100	堰堤修繕事業	110,000	110,600
農林業施策総合調整事 業	122,000	126,600	高潮対策事業	161,000	194,200

報 道 県 山 口		令 和 3 年 3 月 30 日 火 曜 日		(号 外-17)	
侵食対策事業	62,000	76,500			
自然災害防止事業(海岸)	21,000	21,200			
通常砂防事業	1,714,000	2,086,900			
災害関連緊急砂防事業	38,000	0			
地すべり対策事業(建設)	306,000	440,900			
災害関連緊急地すべり対策事業	82,000	0			
急傾斜地崩壊対策事業	983,000	1,116,500			
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000	0			
砂防災害関連事業	110,000	0			
単独砂防改良事業	82,000	82,500			
自然災害防止事業(砂防)	438,000	437,800			
港湾改修事業	279,000	227,800			
港湾既存施設有効活用促進事業	234,000	264,000			
港湾環境整備事業	14,000	13,000			
港湾直轄事業負担金	2,700,000	6,445,200			
単独港湾改修事業	81,000	85,500			
海岸防災事業	652,000	635,500			
都市計画街路整備事業	513,000	421,400			
単独都市計画街路整備事業	645,000	623,800			
都市公園整備事業	157,000	171,900			
単独都市公園整備事業	65,000	66,300			
公営住宅建設事業	934,000	932,300			
過疎地域下水道代行事業	251,000	251,300			
駐在所等改築事業	178,000	20,000			
警察職員住宅管理事業	24,000				18,100
交通事故防止施設総合整備事業	475,000				326,000
一般管理事業	682,000				655,600
校舎改築事業	736,000				725,000
大規模改造事業	250,000				284,100
施設改造事業	108,000				86,400
退職手当給付事業(教育)	2,213,000				213,000
特別支援学校施設整備事業	41,000				0
県立大学整備事業	792,000				14,100
私立高校等施設整備事業	89,000				56,100
土木過年補助災害復旧事業	270,000				275,700
土木過年単独災害復旧事業	20,000				1,200
土木現年補助災害復旧事業	2,261,000				998,400
都市施設災害復旧事業	11,000				9,000
補助港湾災害復旧事業	124,000				0
県立学校施設災害復旧事業	60,000				18,700
治山施設災害復旧事業	2,000				0
県有施設災害復旧事業	100,000				44,000
臨時財政対策債	23,170,000				23,515,949
計	68,470,000				74,908,749

令和2年度中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)

令和2年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

令和2年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)

令和2年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ33,386千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ362,047千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
2 歳入歳出予算の補正	2 歳入歳出予算の補正	△33,386	395,433	362,047
第1表 歳入歳出予算補正	第1表 歳入歳出予算補正	△33,386	395,433	362,047
歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
1 使用料	1 延滞金	△1	65,717	35,022
2 使用料及び手数料	3 雑入	△30,695	65,717	35,022
4 財産収入	合 計	△33,386	395,433	362,047
5 繰入金	1 他会計繰入金	△4,126	223,274	219,148
6 繰越金	1 繰越金	14,625	14,625	14,626
7 諸収入	1 延滞金	△30,696	65,718	35,022
1 下関漁港地方卸売市場費	2 市場管理費	△33,386	395,433	362,047
2 市場管理費	合 計	△33,386	395,433	362,047

令和2年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和2年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ121,733千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ731,507千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	2 繰入金	△125,917	149,312	23,395
3 繰越金	1 他会計繰入金	△125,917	149,312	23,395
4 諸収入	1 繰越金	11,630	214,923	226,553
5 県債	1 貸付金元利収入	310,220	170,539	480,759
1 中小企業近代化資金	1 県債	△74,200	75,000	800
2 中小企業高度化資金	合 計	△74,200	75,000	800
第2表 地方債補正	合 計	121,733	609,774	731,507
1 中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金	△195,909	531,499	335,590
2 中小企業高度化資金	2 中小企業高度化資金	317,642	78,275	395,917
合 計	合 計	121,733	609,774	731,507

めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ115,622千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,272千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	歳 出	計
3繰 越 金	1繰 越 金	10,444
	1繰 越 金	10,444
4諸 収 入	1貸付金元利収 入	828
	1貸付金元利収 入	809
	2雑 入	19
	合 計	11,272

令和2年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ387,941千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,312,720千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	歳 出	計
1事 業 収 入	1事 業 収 入	3,080,704
	1事 業 収 入	3,080,704
3繰 越 金	1繰 越 金	231,498
	1繰 越 金	231,498
歳 入	合 計	3,312,720
歳 出	合 計	3,312,720
1当せん金付証券 発売事業費	1当せん金付証券 発売事業費	3,312,720
	2繰 出 金	3,312,202
	合 計	3,312,720

(号 外-17)

解 説 口 占

占

令和2年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和2年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ97,279千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,083千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	歳 出	計
1林業・木材産 業改善資金	1林業・木材産 業改善資金	11,272
	1林業・木材産 業改善資金	11,272
歳 出	合 計	11,272

令和3年3月30日 火曜日

令和2年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)

令和2年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ135,482千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,906,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	△328,674	4,041,513	3,712,839
2 繰 越 金	1 繰 越 金	193,192	1	193,193
合 計	合 計	△135,482	4,041,514	3,906,032
1 繰 出 金	1 繰 出 金	△135,482	4,041,514	3,906,032
合 計	合 計	△135,482	4,041,514	3,906,032

令和2年度土地取得事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ80,057千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
1 財 産 収 入	1 財 産 収 入	△84,986	104,143	19,157

1 財 産 運 用 収 入	83	1,303	1,386
2 財 産 売 払 収 入	△85,069	102,840	17,771
4 繰 越 金	4,929	1	4,930
合 計	△80,057	104,144	24,087

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
1 土 地 取 得 事 業 費	1 土 地 取 得 事 業 費	△80,057	104,144	24,087
3 産 業 団 地 管 理 費	3 産 業 団 地 管 理 費	△93,580	93,864	284
4 分 譲 宅 地 管 理 費	4 分 譲 宅 地 管 理 費	13,523	10,280	23,803
合 計	合 計	△80,057	104,144	24,087

令和2年度公債管理特別会計補正予算(第1号)

令和2年度山口県の公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,582,571千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,002,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
1 繰 入 金	1 他 会 計 繰 入 金	△1,582,571	90,652,783	89,070,212
歳 入	合 計	△1,582,571	90,652,783	89,070,212
歳 出	合 計	△1,582,571	147,584,825	146,002,254
1 公 債 費	1 公 債 費	△1,582,571	147,584,825	146,002,254
合 計	合 計	△1,582,571	147,584,825	146,002,254

令和2年度港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

令和2年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ42,573千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,454,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 使用料及び手数料	△576,499	1,525,091	948,592	
2 寄付金	1 使用料	△576,499	1,525,091	948,592
	1 寄付金	114,943	517,619	632,562
	1 寄付金	114,943	517,619	632,562
3 繰越金	1 繰越金	675,563	1	675,564
4 諸収入	△12,657	124,572	111,915	
	1 雑収入	△12,657	124,572	111,915
5 県債	△250,600	1,329,700	1,079,100	
	1 県債	△250,600	1,329,700	1,079,100
7 国庫支出金	6,677	0	6,677	
	1 国庫補助金	6,677	0	6,677
歳入	△42,573	3,496,983	3,454,410	
歳出				
款	項	補正額	補正前の額	計
1 港湾整備事業費	1 港湾費	△42,573	3,496,983	3,454,410

令和3年3月30日 火曜日

歳出	合計	△42,573	3,496,983	3,454,410
第2表 繰越明許費				(単位 千円)
款	項	事	項	金額
/ 港湾整備事業費	/ 港湾費	港湾整備費		272,100

第3表 地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
港湾整備事業	1,329,700	証書借付方式 元金均等償還 利率は、見直し率による。	1,079,100	証書借付方式 元金均等償還 利率は、見直し率による。
		利率は、見直し率による。		利率は、見直し率による。

令和2年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算(第1号)

令和2年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ412,208千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,789,933千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

令和3年3月30日 火曜日

山 口 県 報 告

款	項	補正額	補正前の額	計
1分担金及び負担金	1 負担金	△167	298,621	298,454
2 諸 収 入	1 貸付金元利収入	△41	866,520	866,479
3 借 債	1 借 債	△412,208	2,037,000	1,625,000
1 県立病院機構費	1 県立病院機構費	△412,208	3,202,141	2,789,933
	合 計	△412,208	3,202,141	2,789,933
第2表 地方債補正	合 計	△412,208	3,202,141	2,789,933

(単位 千円)

起債の目的	補 正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
県立病院機構貸付金	2,037,000	証書借入又は証券発行	1,625,000	証書借入又は証券発行
		年8.0%以内の利率で借り入れたい見直し率については、当該見直しの利率による。		元利均等返済又は元金均等返済のいずれかの特約は、借入先と協定する。

令和2年度就農支援資金特別会計補正予算(第1号)

令和2年度山口県の就農支援資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,042千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
2 歳 入 金	1 他会計繰入金	△303	523	220
3 繰 越 金	1 繰 越 金	△94	10,831	10,737
4 諸 収 入	1 貸付金元利収入	△645	19,550	18,905
	2 雑 入	△620	19,520	18,900
合 計	合 計	△1,042	30,904	29,862

令和2年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

令和2年度山口県の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,216,196千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,715,650千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
歳 入	歳入歳出予算補正			

		令和2年度電気事業会計補正予算(第2号)				令和3年度電気事業会計補正予算(第2号)			
		1	2	3	4	1	2	3	4
		繰上	繰下	繰上	繰下	繰上	繰下	繰上	繰下
		金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
1	分担金及び負担金	31,713		38,976,557		39,008,270			
2	国庫支出金	31,713		38,976,557		39,008,270			
1	負担金	31,713		38,976,557		39,008,270			
1	国庫負担金	2,635,521		36,418,165		39,053,686			
2	国庫補助金	651,571		24,508,384		25,159,955			
3	療養給付費等交付金	1,983,950		11,909,781		13,893,731			
1	療養給付費等交付金	△424		424		0			
4	前期高齢者交付金	115,351		57,995,156		58,110,507			
1	前期高齢者交付金	115,351		57,995,156		58,110,507			
5	共同事業交付金	2,372		118,586		120,958			
1	共同事業交付金	2,372		118,586		120,958			
6	財産収入	1		288		289			
1	財産運用収入	1		288		289			
8	繰入金	41,001		7,981,605		8,022,606			
1	他会計繰入金	353,330		7,626,319		7,979,649			
2	基金繰入金	△312,329		355,286		42,957			
9	繰越金	△747,226		3,006,369		2,259,143			
1	繰越金	△747,226		3,006,369		2,259,143			
10	諸収入	137,887		2,304		140,191			
5	雑収入	137,887		2,304		140,191			
合	計	2,216,196		144,499,454		146,715,650			
歳	入								
歳	出								
款	出								
1	総務費	△439		36,607		36,168			
1	総務管理費	△439		36,258		35,819			
2	保険給付費等交付金	3,398,583		119,586,185		122,984,768			
1	保険給付費等交付金	3,398,583		119,586,185		122,984,768			
3	後期高齢者支援金等	△93,186		16,738,901		16,645,715			
1	後期高齢者支援金等	△93,186		16,738,901		16,645,715			
5	介護納付金	3,998		5,588,304		5,592,302			
1	介護納付金	3,998		5,588,304		5,592,302			
7	共同事業拠出金	30,548		118,708		149,256			
1	共同事業拠出金	30,548		118,708		149,256			
8	財政安定化基金支出金	△295,414		295,414		0			
1	財政安定化基金支出金	△295,414		295,414		0			
9	保健事業費	△119,950		175,000		55,050			
1	保健事業費	△119,950		175,000		55,050			
10	基金積立金	1		288		289			
1	基金積立金	1		288		289			
12	諸支出金	△711,875		1,928,626		1,216,751			
1	償還金及び還付加算金	△711,875		1,928,626		1,216,751			
13	繰出金	3,930		1,152		5,082			
1	繰出金	3,930		1,152		5,082			
合	計	2,216,196		144,499,454		146,715,650			
(総則)									
第1条 令和2年度山口県の電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。									
(業務の予定量)									
第2条 令和2年度電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「163,772,000KWH」を「154,736,000KWH」に改める。									
(収益的収入及び支出)									
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。									
科	目	補正予定額	既決予定額	計					
第1款	電気事業収益	△15,132千円	1,866,371千円	1,851,239千円					
第1項	営業収益	△15,194千円	1,829,196千円	1,814,002千円					
第2項	附帯事業収益	△1,560千円	26,172千円	24,612千円					

報 告 口 占

第3項 財務収益	△244千円	972千円	728千円
第4項 事業外収益	1,866千円	10,028千円	11,894千円

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第2款 電気事業費用	△34,096千円	1,660,109千円	1,626,013千円
第1項 営業費用	△57,445千円	1,584,560千円	1,527,115千円
第2項 附帯事業費用	△387千円	22,944千円	22,557千円
第4項 事業外費用	23,736千円	43,161千円	66,897千円

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,262,723千円は、過年度分損益勘定留保資金2,064,790千円、減債積立金129,148千円及び当年度資本的収支調整額68,785千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額627,292千円は、過年度分損益勘定留保資金427,922千円、減債積立金129,148千円、中小水力発電開発改良積立金23,164千円及び当年度資本的収支調整額47,058千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	△38,971千円	76,023千円	37,052千円
第3項 資本剰余金	△38,835千円	70,388千円	31,553千円
第5項 雑収入	△136千円	5,634千円	5,498千円

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出	△1,674,402千円	2,338,746千円	664,344千円
第1項 建設費	△236,074千円	315,000千円	78,926千円
第2項 改良費	△38,328千円	491,497千円	453,169千円
第5項 長期貸付金	△1,400,000千円	1,400,000千円	0千円

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第5条 予算第8条中「職員給与費441,384千円」を「職員給与費433,526千円」に改める。

令和2年度工業用水道事業会計補正予算 (第2号)

(総則)
第1条 令和2年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定める

ところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「570,748,550m³」を「570,361,200m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 工業用水道事業収益	△61,865千円	7,145,416千円	7,083,551千円
第1項 営業収益	△71,605千円	6,662,088千円	6,590,483千円
第2項 営業外収益	9,740千円	483,325千円	493,065千円

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第2款 工業用水道事業費用	△370,779千円	6,596,737千円	6,225,958千円
第1項 営業費用	△368,267千円	6,271,548千円	5,903,281千円
第2項 営業外費用	△2,512千円	315,186千円	312,674千円

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,906,571千円は、過年度分損益勘定留保資金2,636,529千円及び当年度資本的収支調整額270,042千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,754,935千円は、過年度分損益勘定留保資金1,508,663千円、減債積立金973,785千円及び当年度資本的収支調整額272,487千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	△401,065千円	1,622,398千円	1,221,333千円
第1項 企業債	△315,000千円	1,320,000千円	1,005,000千円
第4項 資本剰余金	△76,880千円	109,231千円	32,351千円
第6項 雑収入	△9,185千円	193,166千円	183,981千円

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出	△552,701千円	4,528,969千円	3,976,268千円
第2項 改良費	△552,790千円	3,197,067千円	2,644,277千円
第4項 償還金	89千円	1,321,901千円	1,321,990千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正			後		
	補正の限度額	起債の方法	利率	補正の限度額	起債の方法	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 90,000	証券借入又は銀行	年8.0%以内	千円 59,000	証券借入又は銀行	30年以内の元均等返済
周南工業用水道改良資金	150,000	証券借入又は銀行	年8.0%以内	126,000	証券借入又は銀行	元均等返済
富田夜市川工業用水道改良資金	60,000			14,000		元均等返済
佐波川工業用水道改良資金	160,000			140,000		元均等返済
厚狭川工業用水道改良資金	300,000			222,000		元均等返済
木屋川工業用水道改良資金	560,000			444,000		元均等返済

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費743,014千円」を「職員給与費751,199千円」に改める。

令和2年度流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和2年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「9,087,247m³」を「8,353,164m³」に改め、同条第3号中「24,897m³」を「22,885m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	流域下水道事業収益	△76,226千円	1,814,371千円	1,738,145千円
第1項	営業収益	△67,764千円	677,248千円	609,484千円

第2項 営業外収益 △8,462千円 1,137,123千円 1,128,661千円

支 出

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	流域下水道事業費用	△76,226千円	1,814,371千円	1,738,145千円
第1項	営業費用	△49,520千円	1,755,462千円	1,705,942千円
第2項	営業外費用	△26,043千円	52,921千円	26,878千円
第3項	特別損失	△663千円	5,988千円	5,325千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△56,213千円	936,461千円	880,248千円
第1項	企業業債	△12,100千円	252,000千円	239,900千円
第2項	国庫支出金	△28,860千円	364,700千円	335,840千円
第3項	負担金	△15,253千円	319,761千円	304,508千円

支 出

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第4款	資本的支出	△56,213千円	936,461千円	880,248千円
第1項	建設改良費	△56,364千円	605,604千円	549,240千円
第3項	償還金	151千円	330,857千円	331,008千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正			後		
	補正の限度額	起債の方法	利率	補正の限度額	起債の方法	償還の方法
流域下水道事業	千円 252,000	証券借入又は銀行	年8.0%以内	千円 239,900	証券借入又は銀行	元均等返済

よる。 よる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費42,001千円」を「職員給与費40,897千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「1,446千円」を「1,275千円」に改める。

令和三年三月三十日
発行

発行人
所

山口県知事
庁